

令和4年 第14回選挙管理委員会会議録（要旨）

日時 — 令和4年12月10日（土） 午前11時00分～午前11時50分

場所 — 本館3階 大会議室第3会議室

出席者 — （委員）中井委員長、星原委員長代理、松井委員、山口委員  
（事務局）中井事務局長、三谷事務局次長、新家主幹、永吉係長、  
清瀬係長、井上主査

（中井委員長）

ただいまから、第14回選挙管理委員会を開催します。

今日の案件についてでございますが、まず、議案第9号 堺市長選挙の選挙期日について審議をさせていただきたいと思っております。これが終わりますと、次の案件に移ってまいりたいと思っております。

事務局から議案説明をお願いします。

（新家主幹）

議案第9号、堺市長選挙の選挙期日等を決定していただく案件でございます。

令和5年6月8日任期満了の堺市長選挙を、次のとおり決定していただく案件でございます。

説明といたしましては、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第1条第2項によって、令和5年6月1日から6月10日までに任期が満了する長の選挙期日を、公職選挙法第33条第1項の規定にもかかわらず、指定都市の長の選挙に当たっては、令和5年1月8日までに、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙期日である4月9日に定めることができるとされております。

そのため市長の任期満了日が令和5年6月8日であることから、この臨時特例法に基づき4月9日を選挙期日としていただくのか、公職選挙法第33条第1項の規定、これは任期満了に伴う30日以内に選挙を行うということでございますが、その規定に基づき、6月4日を選挙期日と定めていただくのかのどちらかの日にちを決定していただくものでございます。以上でございます。

（中井委員長）

今、事務局の方から審議内容についての説明がありました。この案件につきましては、今まで何回と委員会で審議を積み重ねてきた経過がございます。その上に立って、今日、各委員さんの方から、この本日の議題である堺市長選挙の選挙期日について、それぞれの御意見を聞かせていただきたいと思います。

（星原委員長代理）

委員長、よろしいですか。

(中井委員長)

はい、どうぞ。

(星原委員長代理)

初めにですね、この案件につきましては、今までも議論を重ねて本日に至っているわけございまして、今日の議事進行の過程といいいますか、どのようにこの議事が進められていくのか、事務局の方に確認したいと思います。

(中井事務局長)

事務局から説明させていただきます。議決のことだと思いますのでその議決権について説明させていただきます。

地方自治法の第 190 条におきまして、選挙管理委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決すると、可否同数のときにつきましては、委員長の決するところによると規定されております。委員長が、当初から議決権を行使するかどうかということについて説明させていただきます。

結論から申しますと、委員長は、最初から委員としての表決権を持ってございまして、当初から委員として議決に加わる権利を有します。地方自治法の逐条解説によりますと、選挙管理委員会は、3 人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができないとなっております。これは自治法第 189 条で定めがございまして、その場合、仮に 3 人の委員さんの出席ですと、委員長も含めて 3 人の場合は、委員長が当初から議決に加わらないと仮定しましたら、全員一致のとき以外は常に意見が分かると可否同数となりますので、出席委員の過半数をもって決するという原則によることが不可能になります。

したがって、委員長は、当初から委員としての表決権を持つておると同時に、可否同数のときにつきましては、委員長として裁決権の行使をし、双方の権利を持つておるとい形になります。以上です。

(中井委員長)

採決の方法につきましては、通常の形とちょっと違う特別な形となっているということで、そのことについては委員さんの方で熟知していただいているものと思います。

それでは、先ほど申し上げましたように、堺市長選挙の選挙期日をどうしていくのかということについての御意見を改めてお聞かせいただきたいと思います。

(松井委員)

委員長、よろしいですか。

(中井委員長)

松井委員、どうぞ。

(松井委員)

それでは、議案第 9 号の堺市長選挙の選挙期日についての私の意見を述べさせていただきます。

まず、今回の特例法の施行趣旨、目的につきましては、選挙に対する選挙人の関心を高めるといったことがあります。そのため、市長選挙を同時に行う 4 票選挙を実施することで、まず投票率の向上が見込まれる。それと、2 回の選挙を 1 回にすることで、選挙費用の削減が図れる。そういう大きなメリットがございます。

一方、課題としては、投票所の確保、堺市には 132 の投票所がありますね。そのうち 35 か所が狭小であると聞いております。その中でも特に 3 割程度は統合なり、場所を変えるなりの対応をします。そういう対応をすることで、投票所の確保は可能だという報告を受けております。従いまして、臨時特例法に基づき、4 月 9 日を選挙期日とすることが適当であるというのが私の意見です。

(中井委員長)

ありがとうございます。

他にどうですか。

(星原委員長代理)

よろしいですか。

(中井委員長)

星原委員どうぞ。

(星原委員長代理)

今、松井委員の方からもありました、狭小投票所ですね、これは前回の委員会においてもほぼそれが解消されるというふうには聞いてるんですけど、最終今日の段階に至って、狭小投票所の変更、もしくは場所を移転するとか、レイアウト変更とか、そういう形での取りまとめについて、事務局で理解されていることをご報告いただけますか。

(中井事務局長)

はい。基本的にはですね、区の選管事務局が最終的には年明け 1 月の各区選管の定例会において議決をして最終的に意思決定をするということでございますけれども、事務局の方で、この間 3 票になっても 4 票になってもいいようにということで調整を進めておりますので、基本的には調整の方が済んでおると聞いてございます。以上です。

(星原委員長代理)

狭小投票所、これも今日の結論によって、任期満了での市長選挙、それか、もしくは統一地方選挙における 4 票選挙になるかという最終結論、これはどちらにどう転んだと

しても対応できるようにということで、この年の初めから準備だけは滞りなくお願いしたいということで、委員会でも要望し、そして事務局が中心となって、今まで対応してきた、その上で投票所についての議決というか、最終は区選管が用意しているということで、先ほどご説明がありましたように、今日の結果によって、1月の区選管の定例会で最終的に決められるということで、間違いなくそれが狭小投票所の解消に繋がるとという理解でいいのかなというふうに私は今、思うんです。

併せて、今、松井委員もおっしゃってた狭小投票所の改善がなされて、その上で、投票率の向上ということもおっしゃってたと思うんですけれども、投票率というのについては、今までの過去の本市の選挙といいますと、議会議員選挙が50%前後、それから市長選挙については40%前後ということで、約10ポイントの開きが今までもあったかと思うんです。その解消になるということはおのずと、議会議員選挙が、やはり市議会議員、府議会議員等については、身近な私達市民の身近なところにいらっしゃる候補者ということの中で、選挙意識の高い投票意識が高まるというようなことで、市長選に比べると投票率は高いということだと思います。それを一緒にその次の選挙でやるから、おのずと市長選挙も投票率が上がるということだと思うんです。

いろんな選挙があるんですけれども、大阪市が今、知事と、それから府会議員、それから大阪市会議員の4票選挙を前回もやってるわけですが、やはり、元々大阪市というのは、お隣の堺から見ててということでございますけれども、かなり争点が、非常にはっきりしてて、そして市民の関心も高い選挙なんだなというふうにも理解はしてるんですけれども、ですから、当然、議会議員選挙と首長選を一緒にやると、やっぱり50%で、元々、首長選挙だけでもそれに近い準ずる投票率はあったわけございまして、一緒にやったからといって、市長選だけが突出するということにはならないわけですし、3票なり4票なりの選挙をやったときにはそれに付随して、投票率は準じていくということで、一緒にやったからこそ首長選の投票率が上がるということではないと、要するに準ずるという形で、議会議員選挙とほぼ同数の投票率であるということが言えるのではないかなというふうに思います。決してこれは否定するものではなくて、投票率が現状よりは上がる、それから、収支のコストについても、それぞれ府負担というものがあるわけですので、選挙の経費そのものが安くなるということは否めない事実でございますので、そこを否定するものでもないんですけれども、では、果たしてそれが本当にこの民主主義のルールに則った形の中で、どうなのかということで、私の方からは、以前から課題ということで申し上げてきた、例えば、今回、堺市の市長選挙を、任期満了選挙ではなくて、今回の議会議員選挙と一緒にやった4票選挙でもしやったときに、市長の任期は6月8日までという形で、選挙は4月9日という形になるわけですが、投票を決してからおよそ2か月間は、現市長が6月8日の任期満了まではお勤めになるわけですし、選挙で選ばれた次の市長というのは、2か月間選挙に選ばれたにも関わらず、職務に就けないというこの矛盾というもの、これの解消というのは、なかなか明確に答えというのが出ていないというのが現状ではないかなというふうに思います。それが本当にこの民主主義のルールに則った選挙で、首長を選ぶという選挙の結果が大きく左右されるということにならずに2か月間は前任の市長が継続して職務に当たるとい

うことは、万が一、その間にいろんな災害とか、いろんな出来事等が起こったということ仮定すると、非常にそれで本当にいいのかどうかということは懸念材料としてあるんじゃないかなというふうに思います。ここが一番大きなところではないかなというふうに思います。

それからもう一つは、私もいろいろとこの間、学ばせていただいたわけでありましてけれども、ちょっとその前に事務局に確認したいんですけども、例の3年半前の参議院選挙における美原区の開票所において、ある候補者の票数がゼロということで、今現在裁判が継続されてるかと思うんですが、簡単にこの裁判の経過について進捗を、わかる範囲で結構でございますけれども、お示しいただきたいと思います。

(三谷事務局次長)

令和元年7月執行の参議院議員通常選挙美原区開票区におけます開票の結果に関する国家賠償法の裁判のことでございます。7月21日に投開票が行われました参議院議員選挙におきまして、開票を行いました日の翌日に美原区内の投票人さん、11名に最終なるんですけども、その方から自分が投票した候補の得票が0票であるという結果が出てございまして、その結果についておかしいんじゃないかという申し入れがございました。開票自身は正確に適正な手続きを経て終了しておりまして、そこまでの間については特段、他に実際あるものとしましては、開票を保管してる箱、保管箱と開票録だけがあったわけですけども、開票録の中においてはやはり0票のまま、手続き的には正確に確定しておるということでございました。

あと、一度開票が確定した保管されてる投票済票というのは、裁判所の命がなければ、我々選管の方で勝手に開けるといことが認められておりませんので、その旨とかを対象者の方にご説明してきたところでございます。

その他いろいろ間に要望とかもあったんですけども、最終的にはその方々、原告、最終的には11名になるんですけども、その方が、国家賠償法によって、堺市長を相手取って訴訟を提起してございます。

(中井事務局長)

簡単に言いますと最初の1審、地裁判決については、堺市の方が勝訴判決を得ておりまして、その後、高裁に提訴しております。高裁の方も2回ほど審理をいたしまして、最終的には年明け、来年の1月の25日が高裁の判決予定となっております。以上です。

(星原委員長代理)

急にお聞きしたので、なかなか手元に資料があったかどうかというのはわかりませんが、現在は高裁の判決待ちということで、1審についての地裁は、堺市が勝訴。これは地裁判決が出たときだったと思うんですが、現在の市長のコメント、その地裁判決は、堺市が勝訴してるんですけども、そのコメントというのは、概略で結構ですので、きっちり正確ではなかったとしても、手元に何か資料ありませんか。

(三谷事務局次長)

すみません。今、手元にその資料はございません。

(星原委員長代理)

では結構です。正確を期すということでも、いい加減なことは言えないかなとは思いますが、私も報道によってのコメントしか持ち合わせてはないんですけども、地裁のその判決については当然、その真摯に受けとめる中でも、やはり通常、候補者が 0 票であるということは、少しでも選挙に携わる方であればですね、美原区というエリアの中で、得票がゼロということは到底考えられないわけですね。到底考えられない中で、結果としてはその事務処理上は問題なくということなんですけど、それが問題なく通つてるところにやはりそこは大きな問題、逆に問題があるんじゃないかなというふうに思います。当然、システム上というか、開票所に開票立会人もいらっしゃるわけで、開票立会人も、その時点で開票が終わったら間違いなかったですということではんこを押すわけですから、その候補者の方の立会人の方もそれで押してるわけですから、認めてるということですから、それを後からどうこう言われても、ということなのかもわかりませんし、ところが、現実面で考えるならば、ゼロというのはあり得ないことだと思うんですね。そのことを現市長も、やはり遺憾に思うというようなことについては、そういう同趣旨のコメントをしたというふうに私は理解してるんですけども、だから、結果としてはその方も当選をしておりますので、美原区ではゼロだったわけでありましてけれども、その選挙の正しい正しくないという最終決断においては、その方も当選してますから、問題なくというか問題として提起をされてるんでしょうけど、良かったわけですけどもね。ところが、これももしもその方が落選をしてるということで、その美原区の票いかによっては、当落を決するというような場面でももしもあった場合には、これ大変な問題になってたと思うんですね。

ちょっと長くなって申し訳ないんですけども、本年の当初、私達も市の選管委員として、いろいろと研修会等もする中で、総務省の管理執行アドバイザーという形の中で、一般社団法人の選挙制度実務研究会の代表理事をされている小島勇人さんという方の講演を聴く機会がございました。

この方は、ずっと川崎の市役所に奉職されてから、この選挙事務畑をずっと一貫して来られた方でございます。今は先ほどの社団法人の代表理事をされてるという方が、やはり講演があったわけで、要約をしていくと、やはりその選挙の管理執行事務の位置づけということの中で、選挙に関する事務というのは、この市の担うべき普遍的な事務として位置づけられているということの中で、市職員の皆さんが、市職員に採用されると同時に、選挙事務ということについては必須であるということで、研修を受け、そして前回のときにも、当市における研修の体制も確認させていただきまして、選挙管理委員会の方からしっかりとした研修もされているということなんですけれども、にもかかわらず、全国で見ますと、いろんな選挙の事務に関して、いろんな法令違反といえますか、事態が起こっているわけですね。

ここ最近のところで、話題になった中でいいますと、平成 29 年の 10 月に執行されま

した滋賀県甲賀市の選管の、これは報道でもかなりたくさん報道されましたので、記憶の片隅にある方も多いかと思うんですけども、開票の際に、投票者数と開票数に数百票の齟齬があることが判明したと。開票会場に未開封の投票箱があると考え、捜索したが、見当たらなかったことから、開票の遅延を回避するため齟齬分を白紙投票で処理したという事例ですね。その後、投票箱を片付ける際に、投票済みの投票用紙が入った投票箱を発見したけれども、既に開票事務が終了していたことから見つかった投票済み用紙を処分してしまった。これは勝手に持ち帰って、家の焼却炉で後から見つかった投票用紙を焼却処分したということが後でわかりまして、その不正開票に関わった選管事務局長については、公選法の投票増減罪によって懲役1年2か月、執行猶予5年の有罪判決を受けるとともに、懲戒免職となったという、そういった事件でございました。

それ以外にも、全国でいろんな事例が発生しておるわけですけども、先ほどの美原区の事案なんかについても、しっかりとやっぱりそこは関わった職員の皆さん、結果、当選落選という観点からすると、当選をされてたんで、事なきを得たと言ったら語弊があるかもわかりませんが、幸いにもその方は当選してましたんで、良かったわけです。万が一、その方が、当選していなかったとした場合は、大変な大きな問題、裁判所も、やはり投票済みの票をもう一度開けなさいというようなことにもなっていたのではないかなというふうに思うんですけども、そこまでには至っていないということがございました。

それ以外でも、開票においては、1票の誤差が出てて、開票にかなり時間を要したとかということは、毎回の選挙でもございますし、投票用紙の交付ミスというのも、機械に投票用紙を入れるわけですけど、それを小選挙区と比例区と投票用紙を入れ間違えて、投票当日の一番最初の方が気がついたから、事なきを得たというか、そういったこともあるわけですけども、いろんな大なり小なりの事がございます。

これ全部、職員の方々に依存をして、そういったミスの積み重ねによって、そういった選挙ミスというものが生じてくる。それがことによっては選挙違反というようにところまで発展しかねないというところを考えますと、やはり今、私達選挙管理委員会委員として、費用コストが安くなるとか、投票率が上がるという、その数字上で目につくようなところだけに目が行くのではなくて、もっと今やるべきことは何なのかということをしっかり課題として解決していく方途を私達も、模索していかないといけないんじゃないかなというふうにも思います。以上でございます。

(中井委員長)

ありがとうございました。

山口委員さん、どうですか。

(山口委員)

はい。今までいろんな議論をさせていただきました。任期満了選挙単独であるのか、統一地方選挙で同日にするか、両方に良い面と悪い面があると思います。ですけど私としては、任期満了選挙で市長選挙単独で行った方が、候補者の主張争点もわかりやすく、

より円滑で安全な選挙ができると思います。堺市の 4 年間のリーダーを決める選挙ですので、しっかりとした内容で市民の判断を仰げる選挙にすべきだと思います。以上です。

(中井委員長)

今まで 3 名の委員さんの方から、忌憚のない御意見を聞かせてもらいました。さらには、双方で何か意見なり、質問なりありましたら出していただければと思います。

(委員)

なし。

(中井委員長)

各委員さんの方からは、先ほどの発言以上のものがないと、こういうことでございますので、採決ルールを当初事務局の方から説明していただきましたように、司会、進行役も兼ねて話を進めさせさせてもらいましたが、私の考え方を少し述べさせてもらいたいと思います。

松井委員さんの方からの御意見を聞かせていただきまして、松井委員さんの意見につきましては、今まで何回となく主張されてきた内容でございます。おっしゃることにつきまして理解できる箇所はあると私は考えております。また、星原委員さんの方から、また、山口委員さんの方からも、同種のことがありましたが、やはり選挙をどういう形で行うのかということについては、投票率の向上とか、費用の問題以外の面についても考えなければいけないという、そういう趣旨の発言があったと思います。

私はですね、4 票でやる選挙、あるいは任期満了でやる選挙では投票率が違うだろうというそういう予測の発言が言われるわけですが、投票率が違うのは当然だろうと思うのですけれども、任期満了選挙というものを行ったときは、投票率が落ちるのではないかと、そういう危惧される意見を今まで何回となく聞かせてもらいました。しかしこれは、主権者たる有権者に対して、この任期満了選挙をした場合の候補者間の公約、主張というものを、一番大切な有権者の 1 人 1 人に、どのようにご理解をいただくのか、周知徹底をしていくのかということが、そのいかにによって、大きく変化してくるものだろうというふうに思います。これは、結果を見てみなければわからないんですけども、4 票選挙というよりも 3 票ですね、知事、府会、堺市議、この選挙をしたときの投票率よりも、ひょっとしたら上回る投票率になる、そういう可能性も取り組みいかにによっては、生じるのではないかなというふうに考えております。費用の問題という大きな、軽く考えられない金額のものですが、やはりこの 4 年間の間はですね、新しく選ばれる市長さんに、堺市政の大きな舵取りをお任せすることになるわけですので、どのような市政運営をされていくのかということ、選挙という行為を通じて、有権者の皆さん方が十分理解、納得という言葉がいいのか知りませんが、十分理解された上で、投票行動、有権者としての投票行動していく、そのことが、非常に大事であるし、そのような選挙を執行していくことも選挙管理委員会の仕事の一つの大きなものであろうというふうに私は考えております。そういうところが、非常に、私の考え方としてあるということ

申し上げておきたいと思います。

私のことについて何か質問ありましたらお答えします。ございませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでしたら、それぞれの委員さんのお考えをお聞かせいただきましたので、これから採決をしていきたいと思います。

お話をお聞きいたしますと、全員 4 人が同じ考え方ではないということが理解できました。それで今、お互いの意見をお聞きして自分の考え方を変えらなければまた話は別ですが、お話をお聞きした中では意見が割れてるという認識を持っております。

それでは採決の方法につきましては、選挙期日を 4 月 9 日にするのか、あるいは 6 月 4 日にするのか、この二者択一で選ばなければいけませんので、それぞれ委員さんの挙手で意思表示をしていただきたいと思います。

では、最初に 4 月 9 日、いわゆる 4 票選挙と言われてるんですが、4 月 9 日を選挙期日としてよいというお考えの方は挙手をお願いします。

はい。松井委員さん。

他の方はありませんか。

ありがとうございました。

それでは、6 月 4 日、任期満了選挙ということになるんですけども、この 6 月 4 日を選挙期日とすべきであるとお考えの委員さんは挙手をお願いします。

はい。星原委員、山口委員、中井が 6 月 4 日がよいということで挙手しました。

それでは、1 対 3 の比率になりますので、堺市長選挙の選挙期日につきましては、6 月 4 日とすることに第 14 回の選挙管理委員会の審議の上に立って定めたいと思います。

6 月 4 日を選挙期日とするということでございます。

この案件につきましては、6 月 4 日で決定をいたしました。これに基づきまして、次の案件に、ポスター掲示場の区画数及び区画番号の順序の決定について 議案第 10 号に移りたいと思います。

説明をお願いします。

(清瀬係長)

議案第 10 号、3 ページをご覧ください。

ポスター掲示場の区画数及び区画番号の順序の決定について説明させていただきます。令和 5 年 4 月 9 日執行予定の堺市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の区画数及び区画番号の順序につきましては、下の参考に記載のとおり堺市選挙関係事務執行規程第 14 条及び様式第 16 号に準じて、ポスター掲示場の区画数及び区画番号の順序を定めるものでございます。

1 点目の区画数につきましては、堺市議会議員一般選挙におきまして、堺区選挙区は

15 区画、中区選挙区は 12 区画、東区選挙区は 12 区画、西区選挙区は 15 区画、南区選挙区は 12 区画、北区選挙区は 15 区画、美原区選挙区は 6 区画でございます。

2 点目の区画番号の順序につきましては、こちらに記載のとおり、右上段より右下段の順に順次左へ一連番号を付して配置するものでございます。

区画数等につきましてはこのとおり定めることとしてよろしいかご審議をお願いいたします。以上です。

(中井委員長)

議案第 10 号につきまして、事務局から議案説明していただきましたが、委員の皆さんから質問、御意見等ございませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

特に質問、意見等はないとのことでございますので、議案第 10 号につきましては、提案のとおり、議決いたします。

次に、議案第 11 号 立候補予定者説明会についての提案をお願いいたします。

(清瀬係長)

それでは、5 ページの議案第 11 号をご覧ください。

立候補予定者説明会について説明させていただきます。令和 5 年 4 月 9 日執行予定の堺市議会議員一般選挙の立候補予定者説明会について、こちらに記載のとおり開催したいと考えております。

まず、日時につきましては、堺区、東区、北区、美原区の各選挙区の立候補予定者を対象とするものは、令和 5 年 2 月 13 日月曜日午前 10 時半からとなります。中区、西区、南区の各選挙区の立候補予定者を対象とするものは、同日 2 月 13 日月曜日の午後 2 時半からとさせていただきますと思います。

場所につきましては、どちらもフェニーチェ堺 2 階でございます、多目的室を予定しております。

説明内容としましては、こちらに記載の届出の受理手続、選挙運動や選挙公営についての説明、また選挙運動用自動車の交通規制や選挙運動用通常葉書の使用などについて説明をさせていただきます。

こちらで決定いただいた後に、報道提供などをして、広く周知をいたします。

こちらの日時、場所でもよろしいか、ご審議をお願いいたします。

(中井委員長)

ただいま議案第 11 号について事務局より説明をいただきましたが、御意見や質問はありませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

異議はないとのことですので、議案第 11 号につきましては、提案のとおり、議決いたします。

次に、選挙人名簿の定時登録についての報告をいただきます。

事務局よろしく申し上げます。

(永吉係長)

それでは、案件 4 について説明させていただきます。

令和 4 年 12 月 1 日現在における選挙人名簿の定時登録の件でございます。

こちら 8 ページ目をご覧ください。上の表の左下太枠部分、686,902 人、これが前回 9 月 1 日の登録者総数で、右端の太枠部分が、今回令和 4 年 12 月 1 日現在の登録者総数の 685,947 人になります。今回 955 人減少しております。

下の表は、各区ごとの在外選挙人名簿の登録者数でございます。左下が 9 月 1 日現在の登録者総数 371 人、右端の太枠部分が今回 12 月 1 日現在登録者総数 372 人ですので、今回 1 人増加しております。各区の細かい内訳等につきましては、また後ほど資料をご覧くださいいただければと思っております。

こちらの件につきましての報告は、以上になります。

(中井委員長)

選挙人名簿の定時登録についての報告をいただきましたが、これについての質問、意見などございましたらどうぞ。

(委員)

なし。

(中井委員長)

質問、意見はないようでございますので、選挙人名簿の定時登録の報告について了といたします。

最後になりますが、その他案件は、皆さんないですか。事務局、ないですか。

(中井事務局長)

特にありません。

(星原委員長代理)

委員長、よろしいですか。

(中井委員長)

どうぞ。

(星原委員長代理)

先ほどの議案第 9 号の堺市長選挙の選挙期日については、決定されたわけですが、前回私の方からの要望という形でこれは可能な限りいろんなルール決めがあつて可能、不可能というのはあるかと思うんですけども、今回の議論の中でありました投票率の向上と経費削減という観点は、やはりこれも大事な課題でありますので、2か月しか選挙が変わらないという前提の中で、可能な限り、やはり例えば掲示板であつたりとかというような経費削減に結びつくようなこと、これも役所ルールとか入札等の兼ね合いもありますので、全てにおいてそれが可能ということではないかもわかりませんが、やはりそういった努力はするということを、希望をしたいと思いますので、可能な限り対応をお願いしたいと思います。

(中井委員長)

今の星原委員さんの方からの御意見につきましては、事務局の方でその趣旨を踏まえて、経費節減に向けて努力できるところは精一杯やっただくようお願いしておきます。

他にないですか。ありませんでしたら、これをもちまして、第 14 回選挙管理委員会を閉会いたします。